

医療法人毅峰会 吉田病院 安全管理委員会規程

(目的)

第1条 医療法人毅峰会 吉田病院(以下「当院」という)は、医療安全対策を審議し、その効率的な推進を図る為、職員に周知すると同時にその予防、対策に努めることを目的に医療安全管理委員会(以下「本委員会」という)を設置する。

(構成)

第2条 本委員会は以下のメンバーにより構成する。

委員長 院長
副委員長 医師代表
委員 医療安全管理者
看護部長
看護師長(外来・病棟・透析医療センターの各責任者)
薬剤部長
放射線技師
栄養士
検査技師
リハビリ
事務長
総務課長
医事課
MSW
その他 委員長が必要と認めた者

(任期)

第3条

- 1) 委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 2) 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3) 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは第3条1項の規定に関わらず引き続きその職務を行なうものとする。

(開催)

第4条 本委員会は、毎月の第3木曜日の16時から開催する。尚必要に応じて定例開催日以外にも随時開催するものとする。

(審議事項)

第5条 本委員会は次の事項について審議・実施・評価する。

- 1) 医療安全に関する基本方針の策定・見直し
- 2) 医療事故(アクシデント)、ハットヒヤリ事例(インシデント)情報の分析及び再発防止策の検討
- 3) 医療安全に関する教育、研修の企画及び評価
- 4) 医療事故への対応支援
- 5) 医療安全に関する情報収集、周知
- 6) 医療安全対策の評価及び改善
- 7) 院内ラウンドによる医療安全の見直し

(運営)

第6条

- 1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 2) 委員長は、特に必要と認めた時は、委員以外のものを出席させ、意見を聞き、または資

料の提出を求めることが出来る。

3) 緊急召集又は管理者不在時、緊急連絡網により当該部署管理者の報告・召集をする。

(アクシデント・インシデント発生時の措置)

第7条 アクシデント・インシデントが生じた場合は、次の措置を取るものとする。

1) 報告書(医療事故・ハットヒヤリ報告書)

当事者または発見者は、アクシデント・インシデントが発生した場合、速やかに医療事故・ハットヒヤリ報告書を本委員会に提出しなければならない。なお、届出を受けた本委員会は速やかに院長にこの旨を報告しなければならない。

2) 報告・対策

本委員会は医療事故・ハットヒヤリ報告書を受理した(特に事故の程度で障害残存が高い)場合、速やかに当該部署及び部署長と協議し、院長の承認の後に適切な処置を講じなければならない。

(記録の保存)

第8条 委員会の審議内容は記録し、5年間保存する。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務・書類管理は総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則 本規定は平成14年4月1日から実施する。

平成20年3月1日改訂(第2版)、

平成22年6月1日改訂(第3版)、

平成28年4月1日改訂(第4版)、

平成30年8月1日改訂(第5版)、

令和08年4月1日改訂(第6版)、